

議案第 21 号

松阪市住民生活に光をそそぐ基金条例の廃止について

松阪市住民生活に光をそそぐ基金条例（平成 23 年松阪市条例第 1 号）を次のように廃止する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例
松阪市住民生活に光をそそぐ基金条例（平成 23 年松阪市条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。